

前回審査会（令和8年3月3日）における指摘事項及び都市計画決定権者の見解
 （（仮称）名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）環境影響評価方法書）

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関 連 頁
大気質			
1	大気質の項目で微小粒子状物質を対象としていないのはなぜか。（長田委員）	<p>道路事業との因果関係を明確に示すことのできる予測評価手法が確立されていないことから、予測評価項目として選定していません。</p> <p>【事務局補足】</p> <p>「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会 2017年3月）において、「微小粒子状物質は、一次生成粒子のみでなく、ガス状の大気汚染物質が大気中での化学反応を経て粒子化したもの（二次生成粒子）があり、微小粒子状物質の濃度予測においては大気中における化学反応を考慮する必要があり、現状では課題が多く、個別の事業における影響を見積もることは難しい。」とされています。</p> <p>また、環境省が令和7年12月に取りまとめた「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」では「PM2.5 については、排出実態と生成メカニズム、特に二次生成粒子の生成能に関する科学的知見の充実を図る。」としています。</p>	<p>方法書 p. 8-4 p. 8-5 p. 8-6</p>
動物			
2	動物の移動経路が分断される区間やその程度を把握する方法を、あらかじめ考えておいたほうがよいと考える。生息地や分布範囲だけでは、例えば獣道などは分からない	<p>文献調査と現地踏査を踏まえ、生息環境や生息域を把握したうえで、フィールドサイン法により確認した哺乳類の足跡・糞・食痕・営巢の跡等を記録します。フィールドサイ</p>	<p>方法書 p. 8-17 p. 8-18</p>

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解	関 連 頁
	<p>ため、動物の動き自体を調べる必要があると思うかどうか。(塚田委員)</p>	<p>ン法による調査は、事業実施区域及びその端部から250mの範囲を目安に可能な限り密に探索します。</p> <p>その結果により、本道路周辺地域において、本道路のルートや構造により、移動経路が分断される恐れのある種が存在するかを把握します。</p>	
3	<p>猛禽類の評価について、準備書段階においては、繁殖期の利用状況をどのように把握して、改変区域との位置関係の評価にどのように反映させるのかを、図示することを含めて示していただきたい。(庄子委員)</p>	<p>定点観察法において繁殖行動が確認された場合には、繁殖の可能性のある箇所について林内踏査を実施し、得られた営巣地点等の情報を改変区域と重ね合わせることで、営巣域や生息域の縮小等を予測・評価し、その結果を準備書に記載します。</p> <p>なお、猛禽類の営巣地利用状況については、種の保全の観点から、準備書への図示を控えさせていただきますが、非公開資料として審査会に提出します。</p>	<p>方法書 p. 8-17 p. 8-18</p>
4	<p>渡り鳥や夜間飛翔の実態把握は昼間の定点観察とは性質が異なるため、目視や鳴き声調査だけでは把握するのは難しい。そのため、準備書段階では、渡りや夜間飛翔個体の把握方法、あとは評価手法を具体的に示して、整理いただきたい。(庄子委員)</p>	<p>昼間および夜間における渡り鳥の飛翔については、想定される飛行高度を踏まえると本道路による影響はないものと考えています。渡り鳥の飛来については、渡り鳥の中継地や休息地の有無を文献調査のほか、現地踏査により把握したうえで、直接観察法、ラインセンサス法、定点観察法により確認可能であると判断しています。</p> <p>一方、鳥類の夜間調査については、文献調査のほか、本地域をよく知る専門家から得られた確認情報などのご助言により、ミゾゴイおよびフクロウ類の出現が想定されるため、この種を中心とした夜間調査を実施します。なお、夜間調査にあたっては、生息を確認しやすい時期（繁殖期）及び時間帯に実施することで、生息の状況を適切に記録します。こうした調査の過程で、その他の種が確認された場合についても適切に記録し、生息域の縮小等を予測・評価し、準備書に記載します。</p>	<p>方法書 p. 8-17 p. 8-18</p>